

改正

昭和63年3月31日条例第14号

平成元年3月31日条例第8号

平成4年3月31日条例第33号

平成6年3月31日条例第11号

平成7年3月31日条例第13号

平成8年10月22日条例第24号

平成9年5月20日条例第20号

平成12年3月31日条例第45号

平成17年3月31日条例第24号

平成19年3月30日条例第20号

平成22年7月27日条例第33号

平成23年7月26日条例第32号

平成24年12月26日条例第95号

平成26年3月31日条例第11号

平成26年10月21日条例第58号

平成28年3月31日条例第32号

平成29年12月28日条例第37号

平成30年12月28日条例第70号

平成31年3月29日条例第5号

令和5年3月31日条例第2号

沖縄県都市公園条例をここに公布する。

沖縄県都市公園条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 都市公園の設置基準（第2条の2—第2条の5）

第3章 都市公園の管理（第3条—第29条）

第4章 雑則（第30条）

第5章 罰則（第31条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）に定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置基準及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（都市公園区域の変更及び廃止）

第2条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止する場合は、当該都市公園の名称、位置、区域（都市公園を廃止する場合を除く。）その他必要と認める事項を公告しなければならない。

第2章 都市公園の設置基準

（都市公園の配置及び規模の基準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 県が設置する都市公園は、国、県及び市町村が設置する都市公園の県民1人当たりの敷地面積の標準を10平方メートル以上として配置し、及び規模を定めること。
- （2） 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- （3） 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の3 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の4 政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第3章 都市公園の管理

(行為の禁止)

第3条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (5) 鳥獣及び魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 広告を表示すること。
- (8) 風紀を乱し、その他都市公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- (9) 風致を害する行為をすること。

(10) 都市公園をその用途以外に使用すること。

(行為の制限)

第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者（第17条に規定する指定管理者をいう。以下この条、第6条、第11条及び第12条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

(6) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 指定管理者は、第1項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(利用の禁止又は制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合

(2) 都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(公園施設の設置又は管理等の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事の実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧の方法
- ケ その他規則で定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他規則で定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

(占有の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）の管理の方法
 - (2) 工事の実施の方法
 - (3) 工事の着手及び完了の時期
 - (4) 都市公園の復旧の方法
 - (5) その他規則で定める事項
- (許可を要しない軽易な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの
- (設計書等)

第10条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占有の許可を受けようとする者又は法第5条第1項若しくは法第6条第3項の規定によりそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項又は第24条の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) 第3条又は第4条第1項の規定に違反している者
- (2) 第6条の規定に基づく処分に違反している者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 虚偽その他不正の行為により第4条第1項又は第24条の許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項又は第24条の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、当該都市公園内の事務所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第11条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を県公報又は新聞紙に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を当該都市公園内の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ

なければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第11条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第11条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定めるところにより行うものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第11条の6 知事は、法第27条第4項(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により保管した工作物等(法第27条第6項(法第33条第4項において準用する場合を含む。))の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事(第7号の場合にあつては、指定管理者)に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了した場合
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止した場合
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復した場合
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した場合
- (7) 第11条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完

了した場合

(使用料)

第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。

(1) 法第5条第1項の許可を受けて公園施設を設置し、又は管理する者 別表第1の使用料

(2) 法第6条第1項又は第3項の許可を受けて都市公園を占用する者 別表第2の使用料

(使用料の徴収)

第14条 使用料は、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「都市公園の使用」という。）の許可の際に徴収する。

2 都市公園の使用の期間が2年度以上にまたがる場合においては、当該都市公園の使用の許可のあった年度（以下「当該年度」という。）分の額を徴収し、当該年度の翌年度以降は、各年度分を、各年度の始めに徴収する。

(使用料の減免)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(都市公園の管理)

第17条 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条第1項（第29条において準用する場合を含む。）に規定する許可に関する業務、第6条（第29条において準用する場合を含む。）に規定する利用の禁止又は制限に関する業務、第11条第1項及び第2項（第29条において準用する場合を含む。）に規定する監督処分に関する業務、第12条（第29条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理（第12条第7号に係るものに限る。）に関する業務、第24条に規定する許可に関する業務その他の許可に関する業務

(2) 第25条第1項（第29条において準用する場合を含む。）の規定による利用料金の収受に関する業務、第26条（第29条において準用する場合を含む。）の規定による利用料金の減免に関

する業務、第27条ただし書（第29条において準用する場合を含む。）の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

(3) 公園施設及び附属施設（法第5条第1項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。）の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理運営に関して知事が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第19条 第17条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第20条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に都市公園の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、当該選定に係る都市公園について置かれた第20条の2第1項に規定する運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

(首里城公園指定管理者制度運用委員会等)

第20条の2 この条例、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）及び沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）（以下「関係条例」という。）の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、次の各号に掲げる都市公園についてそれぞれ一の指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置き、その名称は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 首里城公園 首里城公園指定管理者制度運用委員会

(2) 奥武山公園 奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会

(3) 前2号に掲げる都市公園以外の都市公園 都市公園指定管理者制度運用委員会

2 運用委員会は、関係条例に定めるもののほか、関係条例の規定に基づき指定管理者の選定について知事から諮問のあった施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員7人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等の告示)

第21条 知事は、第20条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(有料公園施設等)

第22条 都市公園の施設のうち有料の公園施設及び備品（以下「有料公園施設等」という。）は、別表第3に掲げるとおりとする。

(有料公園施設等の供用日及び供用時間)

第23条 有料公園施設等の供用日及び供用時間は、別表第4に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。

(有料公園施設等の利用の許可)

第24条 有料公園施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第25条 第4条第1項の許可を受けて同項第1号から第4号までに掲げる行為（同項第1号の募金及び宣伝活動を除く。）を行う者又は前条の許可を受けて有料公園施設等を利用する者は、指定管理者に対し、行為又は有料公園施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、許

可を受けた際に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表第5及び別表第6に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第26条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第27条 既に納付された利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(事業報告書の提出)

第28条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第29条 第3条から第16条まで及び第25条から第27条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

第4章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条(第29条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項(第29条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条第1項又は第2項(第29条において準用する場合を含む。)の規定による指定管理

者の命令に違反した者

第32条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（両罰規定）

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

（公園管理者の権限の代行）

第34条 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、第31条から前条までの規定の適用に当たっては、知事とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年3月31日条例第33号）

この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第5の1に1号を加える改正規定及び同別表の（注）に2号を加える改正規定は、平成4年11月3日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第11号）

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第13号）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年10月22日条例第24号）

この条例は、平成8年11月1日から施行する。

附 則（平成9年5月20日条例第20号）

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第45号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第2条の規定による改正後の沖縄県都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第19条及び第20条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成19年3月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした許可に係る使用料について適用し、施行日前にした許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年7月27日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき使用料について適用し、施行日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月26日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項及び第25条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月26日条例第95号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月21日条例第58号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第6第2項の改正規定は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年12月28日条例第37号)

この条例は、平成30年1月5日から施行する。

附 則 (平成30年12月28日条例第70号)

この条例中別表第6第1項第1号、第3号及び第5号の改正規定は平成31年1月5日から、別表第3及び別表第4の改正規定並びに別表第6第1項中第14号を第15号とし、第13号の次に1号を加える改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

（1）公園施設を設ける場合

種別	単位	使用料
売店、軽飲食店その他の施設	1平方メートル1年につき	950円

（2）公園施設を管理する場合

種別	単位	使用料
売店及び軽飲食店	1平方メートル1年につき	5,310円
その他の施設	1平方メートル1年につき	1,150円

備考

- 1 使用期間が1年に満たない場合における使用料は、表に掲げる使用料に12分の使用月数を乗じて計算する。この場合において、1月未満の日数があるときは、1月として計算する。
- 2 使用面積が1平方メートルに満たないときは、1平方メートルとする。

別表第2（第13条関係）

種別	単位	使用料
電柱その他これに類するもの	1本1年につき	1,340円
電線、電らんその他これらに類するもの	1メートル1年につき	60円
変圧塔	1平方メートル1年につき	1,070円
水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類するもの	口径0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき 270円
	口径0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき 510円
	口径1メートル以上のもの	1メートル1年につき 750円
通路、橋、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設	1平方メートル1年につき	410円
防火用貯水槽	1平方メートル1年につき	360円
郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出	1平方メートル1年につき	780円

所、天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設		
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル1日につき	20円
標識	1個1年につき	920円
索道及び綱索鉄道	1平方メートル1年につき	280円
工事中施設及び工事中材料置場	1平方メートル1月につき	240円

備考

- 1 使用期間が1年に満たない場合における使用料は、表に掲げる使用料に12分の使用月数を乗じて計算する。この場合において、1月未満の日数があるときは、1月として計算する。
- 2 使用期間が1月に満たない場合における使用料は、1月分とする。
- 3 使用の長さ又は面積が1メートル又は1平方メートルに満たないときは、1メートル又は1平方メートルとする。

別表第3（第22条関係）

公園名	沖縄県総合	中城公園	浦添大公園	首里城公園	奥武山公園	バナナ公園
種別	運動公園					
公園施設	陸上競技場 補助競技場 蹴球場 庭球場 体育館 水泳プール 屋内運動場 オートキャンプ場	管理事務所 会議室 キャンプ場	南エントランス 管理事務所 多目的室	駐車場	多目的広場 コミュニティセンター	多目的お祭り広場
備品	規則で定める物					

別表第4（第23条関係）

公園施設の名称		供用日	供用時間
陸上競技場		1月5日から12月27日まで（火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に規定する休日	午前9時から午後9時まで
補助競技場		又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日（以下「慰霊の日」という。）に当たるとき	午前9時から午後6時（4月1日から10月31日までの間は、午後6時30分）まで
蹴球場		は、その日の後日において最も近い休日でない日。以下同じ。）を除く。）	午前9時から午後9時まで
庭球場			
体育館			
屋内運動場			
オートキャンプ場			
			泊り 午前9時から翌日の午後9時まで
			日帰り 午前9時から午後9時まで
多目的広場			午前9時から午後6時（4月1日から9月30日までの間は、午後7時）まで
コミュニティセンター			午前9時から午後9時まで
多目的お祭り広場			
水泳プール	冷水	5月1日から9月30日まで（火曜日を除く。）	午前9時から午後9時まで
	温水	1月5日から4月30日まで及び10月1日から12月27日まで（火曜日を除く。）	
レクリエーションプール		5月1日から6月30日まで（土曜日、日曜日、祝日法第3条に規定する休日及び慰霊の日以外の日を除く。）及び7月1日から9月30日まで（火曜日を除く。）	午前9時から午後6時30分まで

管理事務所会議室	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
キャンプ場		午前9時から午後9時まで
南エントランス管理事務所 多目的室		午前9時から午後5時まで
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後6時（3月1日から11月30日までの間は、午後7時）まで

別表第5（第25条関係）

種別	単位	基準額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,920円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

別表第6（第25条関係）

1 公園施設

(1) 陸上競技場

区分					基準額				備考
					9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外 (1時 間につ き)	
専用利 用	アマチュア スポーツ及	入場料 を徴収	一般・学生	10,670 円	10,670 円	21,340 円	3,190円		

競技場	びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	しない場合	高齢者	5,330円	5,330円	10,660円	1,590円
			児童・生徒	5,320円	5,320円	10,640円	1,590円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額				
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	21,340円	21,340円	42,680円	6,400円	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額				
共用利用		一般・学生	1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円				トレーニング室の利用を含む。
	高齢者	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円					
	児童・生徒	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円					
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,710円	1,710円	3,420円	490円	
		高齢者	850円	850円	1,700円	240円	
		児童・生徒	850円	850円	1,700円	240円	
		一般・学生	1人2時間につき 140円 回数券（11枚） 1,400円				

共用利用	高齢者	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円				
	児童・生徒	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円				
記者室		1時間につき 2,160円				
運営本部室		1時間につき 2,100円				
会議室		810円	810円	1,620円	230円	
中継スタッフ控室		1時間につき 1,420円				
特別室		1時間につき 1,360円				
放送室		2時間につき 620円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。
カメラマン室		1時間につき 1,340円				
ドーピングコントロール室		1時間につき 650円				
審判室		1時間につき 570円				
記録室		1時間につき 220円				
照明設備	全点灯	1時間につき 25,530円				
	2分の1点灯	1時間につき 12,760円				
	4分の1点灯	1時間につき 6,380円				
	8分の1点灯	1時間につき 3,190円				
大型映像装置		1時間につき 11,120円				備付けの大型映像装置設備の全ての利用を含む。
シャワー		1人1回につき 100円				

(2) 補助競技場

区分			基準額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
専用 利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	一般・学生	3,410円	3,410円	6,820円	1,010円
		高齢者	1,700円	1,700円	3,400円	500円
		児童・生徒	1,700円	1,700円	3,400円	500円
	その他の催物に利用する場合			6,820円	6,820円	13,640円
共用利用		一般・学生	1人1回につき 50円 回数券11回分 500円			
		高齢者	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			
		児童・生徒	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			

(3) 蹴球場

区分				基準額		
				9時～17時(1時間につき)	時間外(1時間につき)	
コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,540円	1,770円
				高齢者	770円	880円
				児童・生徒	770円	880円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額		
	2分の1面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	770円	880円	

		い場合	高齢者	380円	440円
			児童・生徒	380円	440円
		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額	
5分の1面利用	入場料を徴収しない場合	い場合	一般・学生	300円	350円
			高齢者	150円	170円
			児童・生徒	150円	170円
		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額	
その他の催物に利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない場合		3,090円	3,550円
		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	
	2分の1面利用	入場料を徴収しない場合		1,540円	1,770円
入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額	
	5分の1面	入場料を徴収しない		610円	710円

	利用	場合		
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額	
第1会議室			470円	550円
第2会議室			220円	250円
照明設備	全点灯		1時間につき 1,940円	
	2分の1点灯		1時間につき 970円	
シャワー			1人1回につき 100円	

(4) 庭球場

区分			基準額 (一面につき)	
			9時～17時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
センターコート	入場料を徴収しない場合	一般・学生	470円	560円
		高齢者	230円	270円
		児童・生徒	230円	270円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額	
サブコート	一般・学生	400円	470円	
	高齢者	200円	230円	
	児童・生徒	190円	230円	
照明設備			1時間につき 210円	
シャワー			1人1回につき 30円	

(5) 体育館

区分	基準額				備考
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)	

メインアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの	入場料を徴収しない場合	一般・学生	6,320円	6,320円	12,640円	1,880円	利用面積が2分の1以下の場合の基準額は、当該基準額の2分の1の額とする。
				高齢者	3,150円	3,150円	6,300円	930円	
				児童・生徒	3,150円	3,150円	6,300円	930円	
		普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額					
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,650円	12,650円	25,300円	3,760円			
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額							
共用利用				一般・学生	1人1回につき 140円				サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。
				回数券11回分	1,400円				
				高齢者	1人1回につき 70円				
回数券11回分	700円								
児童・生徒	1人1回につき 70円								
回数券11回分	700円								
サブアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,650円	1,650円	3,300円	470円	
				高齢者	820円	820円	1,640円	230円	
				児童・生徒	820円	820円	1,640円	230円	
	普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の						

	場合		区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額			
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,310円	3,310円	6,620円	950円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額			
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円			
		高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,710円	1,710円	3,420円	490円
		高齢者	850円	850円	1,700円	240円
		児童・生徒	850円	850円	1,700円	240円
	共用利用	一般・学生	1人2時間につき 140円 回数券(11枚) 1,400円			
		高齢者	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円			
		児童・生徒	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円			
放送室		2時間につき 620円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。

照明設備	メインアリーナ	1時間につき 3,760円	専用利用の場合のみ徴収する。
	サブアリーナ	1時間につき 290円	
シャワー		1人1回につき 100円	

(6) 水泳プール

区分				基準額				備考		
				9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外 (1時 間につ き)			
専用利 用	入場料 を徴収 しない 場合	50メー トル プー ル	一般・学生	7,570円	7,570円	15,140 円	2,260円	利用するコースが全 コースでない場合の 基準額は、左記の基 準額から1コース当 たりの基準額を求 め、それに利用する コース数を乗じて得 た額とする。		
			高齢者	3,780円	3,780円	7,560円	1,130円			
			児童・生徒	3,780円	3,780円	7,560円	1,130円			
		25メ ートル プー ル	冷水	一般・学生	3,780円	3,780円	7,560円		1,130円	
			高齢者	1,890円	1,890円	3,780円	560円			
			児童・生徒	1,890円	1,890円	3,780円	560円			
	温水	一般・学生	7,570円	7,570円	15,140 円	2,260円				
		高齢者	3,780円	3,780円	7,560円	1,130円				
		児童・生徒	3,780円	3,780円	7,560円	1,130円				
	入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合の一般・学 生、高齢者又は児童・生徒の区分及 び時間の区分に応じた基準額に、徴 収する最も高い入場料の額に25を 乗じて得た額を加算した額					
	50メートルプール		一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11						

共用利用	25メートル	冷水		回分 2,400円
			高齢者	1人1回につき 120円 回数券11 回分 1,200円
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11 回分 1,200円
		温水	一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11 回分 2,400円
			高齢者	1人1回につき 120円 回数券11 回分 1,200円
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11 回分 1,200円
	レクリエーションプール	一般・学生	一般・学生	1人1回につき 490円 回数券11 回分 4,900円
			高齢者	1人1回につき 240円 回数券11 回分 2,400円
		幼児	児童・生徒	1人1回につき 240円 回数券11 回分 2,400円
			幼児	1人1回につき 100円 回数券11 回分 1,000円

(7) 屋内運動場

区分			基準額
グラウンド	アマチュ	全面利用	一般・学生 1時間につき 3,130円
	アスポー		高齢者 1時間につき 1,560円

ツ及びレ クリエー ションの 普及振興 のための 催物に専 用利用す る場合	2分の 1面利 用	児童・生徒	1時間につき 1,560円	
		一般・学生	1時間につき 1,560円	
	4分の 1面利 用	高齢者	1時間につき 780円	
		児童・生徒	1時間につき 780円	
		一般・学生	1時間につき 780円	
	その他の 催物に専 用利用す る場合	入場料を徴収しな い場合	児童・生徒	1時間につき 390円
			一般・学生	1時間につき 390円
		入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しない場合の基準額に時間数を乗じて得た額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	
	照明設備	全点灯		1時間につき 2,260円
		2分の1点灯		1時間につき 1,130円
4分の1点灯		1時間につき 560円		
シャワー			1人1回につき 100円	

(8) オートキャンプ場

区分	基準額
泊り	1区画につき 2,760円
日帰り	1区画につき 1,370円
シャワー室	1回につき 100円

(9) 管理事務所会議室

区分	基準額	備考
専用利用の場合	1時間につき 330円	

(10) キャンプ場

区分	基準額
日帰り	1区画につき 1,010円

(11) 南エントランス管理事務所多目的室

区分	基準額	備考
専用利用の場合	1時間につき 370円	

(12) 駐車場

区分	基準額
大型車	1台1回につき 970円 回数券11回分 9,700円
小型車	1台1回につき 310円 回数券11回分 3,100円

(13) 多目的広場

区分		基準額
専用利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生 1時間につき 2,540円
		高齢者 1時間につき 1,270円
		児童・生徒 1時間につき 1,270円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額

(14) コミュニティセンター

区分	基準額	
	9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）
おおきなサロン	390円	450円
ちいさなサロン	280円	320円
シャワー	1人1回につき 100円	

(15) 多目的お祭り広場

区分		基準額				備考	
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
グラウンド	入場料を徴収しない	一般・学生	1,800円	1,800円	3,600円	510円	利用面積が2分の1以下の場合の
		高齢者	890円	890円	1,780円	250円	
		児童・生徒	890円	890円	1,780円	250円	

	場合						基準額は、当
	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、 高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の 区分に応じた基準額に、徴収する最も高 い入場料の額に100を乗じて得た額を加 算した額					該基準額の 2分の1の 額とする。
照明設備	全点灯	1時間につき 450円					
	2分の1点灯	1時間につき 220円					
	4分の1点灯	1時間につき 110円					

2 備品

1回1点又は1式につき30,980円以内で規則で定める額

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
- 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
- 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 5 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 8 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 9 「泊り」とは、利用当日の翌日21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。
- 10 「日帰り」とは、利用当日の21時までオートキャンプ場又はキャンプ場を利用する場合をいう。
- 11 「大型車」とは、乗車定員が30人以上のバス及び最大積載量4トン以上のトラックをいう。
- 12 「小型車」とは、乗車定員が30人未満のバス、乗用車、軽自動車及び最大積載量4トン未

満のトラックをいう。

備考

- 1 次の者からは利用料金を徴収しない。
 - (1) 3歳未満の者
 - (2) レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児
- 2 電気を使用する場合の基準額は、その実費に相当する規則で定める額とする。